

令和 6 年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

「指定管理者制度に関する事務の執行
及び対象施設の管理運営について」

徳島県包括外部監査人

梶 野 正 寛

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について

(2) 監査対象機関

知事部局、企業局、教育委員会

(3) 監査の対象とした期間

令和 5 年度。ただし、必要な範囲で過年度及び令和 6 年度も対象とする。

3 監査を実施した期間

令和 6 年 6 月 5 日から令和 7 年 3 月 27 日まで

4 主な監査手続

- (1) 指定管理対象施設に関する資料（決裁文書、協定書、完了報告書ほか）の閲覧、分析
- (2) 個別の指定管理対象施設の担当課（施設所管課）及び指定管理者制度全体を所管する財政課（制度所管課）からのヒアリング

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁 護 士 梶 野 正 寛

(2) 包括外部監査人補助者

弁 護 士 戸 田 順 也

公認会計士 井 関 勝 令

6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係を有していない。

7 監査テーマ選定の理由

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービ

ス向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とする制度である。もっとも、本制度は、第三者に公の施設の管理運営を任せることになるため、制度の趣旨に則った適切な運用がなされなければ、かえって住民サービスの低下や不当な経費支出となりかねない。

徳島県では、平成18年4月から本制度が導入され、平成20年度に包括外部監査の対象となったが、その後15年が経過し、制度導入施設や指定管理者も変化する中、本制度の重要性に鑑み改めて監査を実施することは有意義である。

以上の理由から、上記の監査テーマを選定した。

8 監査の着眼点

- (1) 指定管理者制度が関係法令に準拠して適法適切に運用されているか。
- (2) 指定管理者制度が効率的・経済的に運用されているか。
- (3) 指定管理者制度及び対象施設の管理運営の有効性の検証や運用が適切に行われているか。

第2 監査の対象等について

1 監査の対象となる指定管理者及び対象施設等について

令和5年4月1日時点で県が保有する公の施設103のうち指定管理者制度を採用する施設は47、これらのうち複数の施設をまとめて1つの指定管理の対象とする施設群は35ある。各施設や施設群にはそれぞれ担当部局、担当課（施設所管課）が存在するところ、担当部局は全部で10となる。

そこで、万代庁舎以外の部局（南部総合県民局）が担当する施設を除き、9つの担当部局ごとに施設群1つを抽出し、次の表に記載の施設を監査の対象とした。

対象施設	略称	番号
徳島県立東部防災館	東部防災館	対象施設1
徳島県立あすたむらんど	あすたむらんど	対象施設2
徳島県立人権教育啓発推進センター（あいぽーと徳島）	人権教育啓発推進センター	対象施設3
徳島県青少年センター	青少年センター	対象施設4
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）	障がい者交流センター等	対象施設5
徳島県立木のおもちゃ美術館	木のおもちゃ美術館	対象施設6
旧吉野川流域下水道	旧吉野川流域下水道	対象施設7
徳島県藍場町地下駐車場・徳島県松茂駐車場	藍場町地下・松茂駐車場	対象施設8
徳島県立牟岐少年自然の家	牟岐少年自然の家	対象施設9

以下では、各対象施設につき、この表に記載の略称又は番号で記述していることがある。

2 運用マニュアルについて

指定管理者制度に関し、徳島県（制度所管課）では、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を策定している。

以下では、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を単に「運用マニュアル」と記述していることがある。

3 指摘・意見の対象について

第4で述べる指摘・意見については、対象施設の番号又は対象となる課を付記している。全ての対象施設に共通するものについては、番号に代えて「全」と付記している。

第3 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査においては、指定管理施設個別の施設管理上の問題の指摘（各論）ではなく、制度自体や施設所管課の業務に共通する課題の指摘（総論）に重きを置いた。

- ・ 指定管理者の募集に当たり、多数の応募、より良い提案を獲得するための方策
- ・ 事業計画、業務報告及び公表時の書式や項目の整理
- ・ 適切かつ十分なモニタリングの実施、そのための体制整備
- ・ 積極的な情報公開

といったことは、監査対象となった施設に限らず他の指定管理施設にも関わる指定管理者制度共通の課題といえる。

指定管理者制度は、公の施設の管理を第三者に委ねることによりサービス向上や経費の削減を図ることを目的とするのみならず、公の施設の管理に関する業務を県と指定管理者との間で分配することで効率的な施設運営を実現する側面もある。しかしながら、本年度の監査を通じて、県は公の施設の管理を指定管理者に委ねすぎており、県の関わり方が消極に過ぎると感じられた。各施設所管課が実施するモニタリングは十分とは言い難い。本来、県が指定管理者を監督指導する立場にありながら、指定管理者に任せきりになり十分な指導がなされていない施設、それ以上に県と指定管理者との関係性が逆転し指定管理者を放任しているといっても過言でない施設もあった。かかる実態は、指定管理者制度の本来の趣旨に反し、県が単に施設管理の負担から逃れ、指定管理者が利益を得るために指定管理者制度が利用されている状態とも評価できる。県においては、今一度、指定管理者制度の趣旨と同制度が持つリスクとを再確認され、制度所管課を中心に「運用マニュアル」の改正や書式の整理、客観性・専門性を備えた制度全体の監督体制整備を進めるとともに、施設所管課において担当する施設ごとに指定管理者への関わり方を見直し、十分な監督指導をなしうる体制や運用を構築すべきである。

今後、以上のような取組を通じ、指定管理者制度が真に県民のために有益な制度として活用されることを希望する。

第4 指摘及び意見の一覧

1 指摘の一覧

指摘1	東部防災館の指定管理者の募集に当たり、新規募集であり、また、10年の指定期間でありながら、2か月に満たない募集期間を設定したことは著しく不適當である。 【対象施設：1】
指摘2	木のおもちゃ美術館において、令和6年2月1日付けの変更協定書により年度入館者数目標を10万人と設定したことは、募集要項や当初の基本協定の趣旨を逸脱して指定管理者に報奨金を発生させあるいはペナルティを回避させるものであり、不適切であった。 【対象施設：6】
指摘3	一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告として指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、9】
指摘4	第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続により再委託の承認を行うようにするべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、8、9】
指摘5	あすたむらんどの基本協定書では、1件10万円以上の修繕について事前協議が必要であると定められているが、事前協議についての書類が存在しなかった。基本協定書に定められたとおり適切に手続を実施するとともに事前協議の書類について保存すべきである。 【対象施設：2】

指摘 6	東部防災館の要求水準書では、修繕・更新業務に要した費用を月次報告で報告するよう定められているが報告されていなかった。要求水準書どおりに報告するように指導すべきである。 【対象施設： 1】
指摘 7	旧吉野川流域下水道の修繕費について、本来県が実施すべき修繕を合理的な理由なく指定管理者に実施させているものが散見された。基本協定書の定めのとおり県が実施するようにすべきである。 【対象施設： 7】
指摘 8	旧吉野川流域下水道において、修繕工事も指定管理者による業者への支払いも年度内に完了していないにもかかわらず、指定管理料の増額という形で修繕費が県から指定管理者に支払われていた例があった。これは、修繕が完了していないにもかかわらず支払ったものであり、極めて不適切な処理である。 【対象施設： 7】
指摘 9	牟岐少年自然の家では、修繕費の多寡に応じて県の負担が変わるところ、基本協定書で業者の選定を入札等で決定すべきと定められているにもかかわらず、確認されていなかった。県費の適正な執行が行えるよう、業者の選定状況を適切に管理すべきである。 【対象施設： 9】
指摘 10	牟岐少年自然の家の基本協定書では、1件60万円以上の修繕は県が実施すべきとなっているにもかかわらず、指定管理者が実施し、指定管理料として支払っている。基本協定書に定められたとおりの運用を行うべきである。 【対象施設： 9】
指摘 11	あすたむらんどについて、基本協定における提出期限までに提出された収支の状況に関する年次報告の内容は正確なものではなく協定に違反する。県においては、かかる協定に違反する不正確な報告を許容することなく、期限までに正確な報告をするよう指導すべきである。 【対象施設： 2】

指摘 1 2	選定結果の公表に当たっては選定委員会の議事概要も公表すべきである。 【対象施設： 1、 3、 5】
指摘 1 3	青少年センターにおいて、選定結果とともに公開される議事概要について、実際の選定委員会の議論状況とは異なる印象を与えるものがあつた。議事概要は、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などを正確に記載すべきである。 【対象施設： 4】
指摘 1 4	青少年センターでは、募集要項で光熱水費の実績額が基準額を超える又は下回る場合には調整を行うことになっているが一切調整を行っていない。光熱水費の実績額が基準額を下回った部分については、募集要項に定められたとおり調整を行うべきである。 【対象施設： 4】
指摘 1 5	障がい者交流センター等では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、実際の決算では黒字であるにもかかわらず赤字の収支見込みであるとして補填が行われた。実際の決算と収支見込みとの差異は、実際に指定管理料の変更手続を行った時期からしても異常に多額であるところ、明らかに誤った収支見込みに基づき光熱費影響額の補填を行っており極めて不適切であつた。 【対象施設： 5】
指摘 1 6	木のおもちゃ美術館では、募集要項で光熱水費の実績額が基準額を超える又は下回る場合には調整を行うことになっているが一切調整を行っていない。更には光熱費影響額に対する指定管理料の増額まで行っており不当である。光熱費影響額についての指定管理料の増額と光熱水費の実績額が基準額を下回った部分については、指定管理者と協議の上調整を行うべきである。 【対象施設： 6】

指摘 1 7	東部防災館について「自家用電気工作物の保安に関する覚書」を令和 5 年 4 月 1 日付けに遡らせて締結した行為は、災害時物資輸送拠点として運用・管理が開始していた時点から既に覚書が作成されていたかのような正しくない外観を作出することになる点で不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。 【対象施設： 1】
指摘 1 8	一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更は会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。 【対象施設： 2、 5、 6、 7、 8、 9】
指摘 1 9	一部の監査対象施設において、会計年度末である 3 月 3 1 日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、3 月 3 1 日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。 【対象施設： 2、 5、 6、 7、 8、 9】
指摘 2 0	あすたむらんどについて、今回の監査に際して施設所管課は指定管理者募集時の申請書類を発見することができなかったが、そのような書類管理はあまりにもずさんである。また、選定委員会の採点表は、事後的な検証が可能となるよう、原本を保管すべきである。 【対象施設： 2】

指摘 2 1	あすたむらんの収支報告においては、指定管理料に対する一定の割合が管理費として計上されているが、指定管理者による管理業務の実態を正確に反映したものではない。管理業務の実態を正確に把握して公表するため、収支報告においては、当年度に現に支出した金額を報告させるべきである。あすたむらんどにおいて、指定管理者は過去の包括外部監査においても同様の指摘を受けているにもかかわらず不正確な事業報告を繰り返しているのであり、また、県はそのような状況を放置しているのであるから、著しく不適切な状態であると評価するほかない。 【対象施設： 2】
指摘 2 2	青少年センターにおいて令和 3 年度中に実施された指定管理者の選定に当たり公募を行わなかったことについて、その理由などは公表されておらず不当である。 【対象施設： 4】
指摘 2 3	青少年センターにおいて令和 3 年度中に実施された指定管理者の選定に当たり公募を行わなかったことについて相当な理由はなく不適当であった。指定管理者の選定に当たっては、公募を原則とし、公募を行わない場合にはその理由があるかについて十分な検討がなされるべきである。 【対象施設： 4】
指摘 2 4	障がい者交流センター等について、自主事業の実施や変更に当たっては県の事前承認を要するところ、事前承認がなされていない自主事業が実施されていた。 【対象施設： 5】
指摘 2 5	木のおもちゃ美術館におけるフロア運営業務に関する第三者への委託は業務の主たる部分の委託に当たり、これを禁止する要求水準書の規定に反する。 【対象施設： 6】

指摘 2 6	旧吉野川流域下水道においては、資格要件として県内事業者が主たる役割を担う必要があるにもかかわらず、全体業務の内県内企業の果たす役割が過半を占めているとは言えない状況である。指定管理者に対して資格要件を満たすように指導すべきである。 【対象施設： 7】
指摘 2 7	旧吉野川流域下水道の令和 5 年度募集に当たって、明らかに過大な指定管理料の上限基準額が設定された。旧吉野川流域下水道の指定管理者の募集では 1 者しか応募がないことが予想され、実際にも 1 者しか応募がなかったことから、明らかに過大な金額の指定管理料での協定締結となっており、不適切であると言わざるを得ない。 【対象施設： 7】

2 意見の一覧

意見 1	指定管理の対象施設の組み合わせについては、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきであり、藍場町地下・松茂駐車場においては、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集する理由は合理性に欠けるものであることから、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集することについては再検討すべきである。 【対象施設： 8】
意見 2	指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。したがって、指定管理の対象施設の組み合わせは、施設所管課のみで判断するのではなく、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するようにすべきである。 【制度所管課】
意見 3	指定管理においては、基本的には施設の管理をメインとすべきであり、施設の管理以外の部分は適正な範囲にとどめるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設： 3】【制度所管課】

意見 4	公の施設について、指定管理者制度を継続するか、直営等他の管理方法とするかについて、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するようにすべきである。 【制度所管課】
意見 5	指定管理者の募集に当たり、原則として、県内に主たる事務所を置く法人等とするとの要件を設けるべきではない。 【制度所管課】
意見 6	指定管理者の募集要件として、申請資格者が著しく絞られるような要件を設定すべきではない。また、募集要件に係る記載は一義的に理解できるような表現を用いるべきである。 【対象施設： 7】
意見 7	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開するべきである。 【対象施設：全】
意見 8	指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開するべきである。 【対象施設：全】
意見 9	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定するべきである。 【対象施設：全】
意見 10	指定管理者の募集期間中に実施される現地説明会については、申請者の拡大や利便性向上の観点から相当な間隔をあけて日程を複数回設けることが望ましい。 【対象施設： 1、 3、 4】

意見 1 1	東部防災館の指定管理者の募集以前に実施された民間提案募集は、募集期間が短期間であることや民間提案が採用された事業者を指定管理者の選定に当たり適切な加点割合や加点の基準を十分に検討することなく加点を行ったといった点が不適當であり、また、実質的には指定管理者の募集と異ならないため不必要であった。仮に民間提案募集を行うのであれば、指定管理者制度に係る運用マニュアルに準じて指定管理者募集と同程度の十分な情報公開や募集期間を設定し多数の応募を確保する工夫をした上、選定された事業者について指定管理者の選定に当たり加点をするべきではない。 【対象施設： 1】
意見 1 2	指定管理者の募集の際に、応募予定者の開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設： 3、 5、 8】【制度所管課】
意見 1 3	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設： 2、 3、 4、 5、 6、 7、 8、 9】【制度所管課】
意見 1 4	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定すべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設： 全】【制度所管課】

意見 1 5	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】
意見 1 6	外部委員の人選は、当該施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにするのはもちろんのこと、少なくとも同一部局が所管する指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきである。制度所管課は、どの範囲の指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきであるかを検討し、外部委員の人選において利害関係者に該当することを理由として選任を避けるべき者の範囲に関する方針を改めた上、施設所管課に周知して遵守させるべきである。 【対象施設：4】【制度所管課】
意見 1 7	第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】

意見 1 8	指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】
意見 1 9	選定委員会において、内部委員は、あくまでも選定委員としてその職責に当たるべきであり、選定後の県による指定管理者に対する指導等について約束、説明したりあるいは意見を受け付けたりするような振る舞いを行うべきではない。 【対象施設：4】
意見 2 0	選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】
意見 2 1	報奨金は対象施設を想定よりも上回る成績で運営したことに対する報奨であり、ペナルティは想定よりも下回る運営となったことに対して与えられるものである。そして、その想定には一定の幅があっても良いのであるから、それぞれが発生する数値基準を一致させる必要性はない。報奨金制度を採用する施設においては、次回の指定管理者の募集の際には、報奨金の基準となる数値をペナルティの基準となる数値よりも高い基準に設定することなどを含めて検討を行い、報奨金発生基準が不当に低くならないようにすべきである。 【対象施設：2、6】

意見 2 2	制度所管課は、報奨金とペナルティの両方を設定する場合においては報奨金発生基準となる数値とペナルティ発生基準となる数値は必ずしも一致させる必要性はない旨など数値設定に係る指針等を検討し、これを施設所管課に周知し、それぞれの基準を適切に設定させるべきである。 【制度所管課】
意見 2 3	変動納付金の発生基準となる額を指定管理に応募した者の収支計画における収入予定金額とすることは適切ではない。変動納付金の発生基準となる額は、過去の収入実績に基づいて県側において決定するなどの方法を検討し、適切に設定すべきである。 【対象施設： 8】
意見 2 4	指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】
意見 2 5	一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設： 2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】
意見 2 6	施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。 【対象施設： 1、2、3、4、5、6、8、9】

意見 2 7	一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1 者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】。
意見 2 8	障がい者交流センター等の修繕費について、県と指定管理者のどちらが負担すべきかは大規模修繕に該当するかどうかで判断することになっているが、金額基準も設けることが望ましい。 【対象施設：5】
意見 2 9	あすたむらんの修繕費について、年間2,500万円を超える場合に県と指定管理者のどちらが負担するのか必ずしも明らかではない。疑義が生じないように基本協定書の規定を改めるべきである。 【対象施設：2】
意見 3 0	指定管理者からの収支状況の報告のうち、当初の計画額や予算額と決算額との乖離が大きな費目については、モニタリング時に、内訳、支払先、金額なども調査・評価すべきである。 【対象施設：3】
意見 3 1	指定管理者からの収支状況の報告のうち、事業区分間繰入金などその項目名だけではいかなる経費なのか不明な費目については、その内訳も確認すべきである。また、当該施設の管理との関連性が不明確な費目については、より詳細な調査を行い施設管理との関連性や支出の適正について評価すべきである。 【対象施設：5】
意見 3 2	指定管理者からの収支状況の報告のうち、前年度の金額や本年度の予算額との比較において大きく金額が上昇している費目については、モニタリングにおいてその理由や内訳などについて調査すべきである。 【対象施設：6】

意見 3 3	指定管理者からの収支状況の報告のうち、その他などその項目名だけではいかなる経費なのか不明な費目については、その内訳も確認すべきである。また、本部・本社会計経費など当該施設の管理との関連性が不明確な費目については、より詳細な調査を行い施設管理との関連性や支出の適正さについて評価すべきである。 【対象施設： 7】
意見 3 4	牟岐少年自然の家について、施設の性質からすると実地調査の必要性は高いと思われるところ、実地調査が不十分と考えられる上、記録上、実地調査における調査項目や結果が判然としない。施設の性質に応じて十分な実地調査を実施すべきであり、また、調査した項目や結果を正確に記録し残すべきである。 【対象施設： 9】
意見 3 5	施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。 【対象施設： 全】
意見 3 6	制度所管課において、十分なモニタリングの実施に向け、外部の専門家の活用も含め体制整備を検討すべきである。 【制度所管課】
意見 3 7	制度所管課において、指定管理者のみならず施設所管課自身が指定管理施設の利用者等の意見を直接把握できる仕組みも検討すべきである。 【制度所管課】
意見 3 8	モニタリング結果の公表に当たり、より詳細な収支の状況を公表すべきであり、制度所管課において点検・評価シートの様式の改定を検討すべきである。 【制度所管課】
意見 3 9	選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。 【対象施設： 1、2、3、5、8】

意見 4 0	選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。 【対象施設：全】
意見 4 1	指定管理者制度全般に係る課題や複数の指定管理施設に共通の課題に関しては、制度所管課において主体的・統一的に課題解決に取り組むべきである。 【制度所管課】
意見 4 2	制度所管課においては、指定管理者制度全般の検討、評価を担う専門的知見を持つ外部委員を含めた第三者委員会等の常置について積極的に検討されたい。 【制度所管課】
意見 4 3	あすたむらんどでは、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、計算ミスにより本来の補填すべき金額より多額の補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。 【対象施設： 2】
意見 4 4	旧吉野川流域下水道では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、過去の実績額の控除等のミスにより補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。 【対象施設： 7】
意見 4 5	藍場町地下・松茂駐車場では、光熱費影響額に対する補填について、実績額が指定管理者の事業計画書に記載された光熱水費を下回っているにもかかわらず補填が行われていた。光熱費影響額は指定管理者が想定していた金額を下回ったものであるため本来は補填不要であったというべきである。 【対象施設： 8】

意見 4 6	牟岐少年自然の家では、光熱費影響額に対する補填について、実績額が指定管理者の事業計画書に記載された光熱水費を下回っているにもかかわらず補填が行われていた。光熱費影響額は指定管理者が想定していた金額を下回ったものであるため本来は補填不要であったというべきである。 【対象施設： 9】
意見 4 7	牟岐少年自然の家では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、過去の実績額の控除等のミスにより本来の補填すべき金額より多額の補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。 【対象施設： 9】
意見 4 8	制度所管課は、決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【制度所管課】
意見 4 9	決裁担当者が決裁を実施した日時は公的に残すべき重要な情報なのであるから、決裁担当者が決裁を実施した日時は電子決裁のシステム上記録が残るようにすべきである。 【総務監察課】
意見 5 0	東部防災館について、指定期間を例外的に 10 年としたことに合理的理由は見いだせない。 【対象施設： 1】
意見 5 1	東部防災館での指定管理者の募集において、条例改正を要する利用時間拡大を前提とした提案ができるかのような記載があったが、指定管理者の募集に当たっては不確実な条件を前提とした提案をさせるべきではない。 【対象施設： 1】
意見 5 2	指定管理料を変更すべき事情が生じた場合、影響を受ける可能性のあるすべての費目を考慮すべきである。 【対象施設： 1】

意見 5 3	東部防災館について、基本協定書第 2 8 条第 2 項に基づき、速やかに第三者委員会を設置し、管理運営内容の検証・評価を実施すべきである。 【対象施設： 1】
意見 5 4	指定管理者の募集に当たっては、既存の指定管理者とその他の者との間に大きな情報格差があることを考慮し、応募者間の公平性を害することのないよう十分な情報開示や説明がなされるべきである。 【対象施設： 2】
意見 5 5	青少年センターの事業報告には「維持管理・運営費（人件費含む）」が令和 4 年度と令和 5 年度とで月単位で同額という不自然な点があったにもかかわらず、施設所管課はこの点について特段の確認を行わなかった。業務報告書の内容について疑義がないか検査するとともに、疑義のある費目については根拠資料を確認するなどして報告内容の正確性を十分に調査すべきである。 【対象施設： 4】
意見 5 6	木のおもちゃ美術館における自主事業である「一口館長（サポーターズボード）プロジェクト」では指定管理者が協賛金を受領することになるが、協賛金が計画どおり支出されることなく指定期間が終了した場合の協賛金の処理については不明瞭な状態となっている。施設所管課は、この点について指定管理者との間で速やかに取り決めを行うべきである。また、自主事業の承認に当たっては、指定期間が終了するなどして指定管理者が変更する場合を想定し、あらかじめ自主事業の内容に応じた協議や合意をなすべきである。 【対象施設： 6】
意見 5 7	旧吉野川流域下水道の収支報告について、正確ではない報告がなされている部分が見受けられた。県としては、指定管理者に正確な収支の状況を報告するよう指導されたい。 【対象施設： 7】
意見 5 8	駐車場の利用時間について、募集時に一律に定めるのではなく、申請者の自由な提案が可能となるような募集とすることが望ましい。 【対象施設： 8】